

## 【印鑑登録・印鑑証明が必要なとき】

印鑑の登録を行う場合は、町民税務課の窓口で申請してください。

### 1、印鑑登録

#### ■申請できる方

金山町に住民登録、外国人登録をしている15歳以上の方（成年被後見人を除く）

印鑑登録は本人申請が原則ですが、代理人が申請することもできます。（ただし即日登録はできません。）

#### ■登録に必要なもの

##### 《本人の場合》

(1) 登録する印鑑

(2) 本人確認書類

（運転免許証、住基カード、パスポートなど官公署発行の顔写真入りのもの）

##### 《代理人申請の場合（即日登録はできません）》

(1) 本人からの委任状

(2) 登録する印鑑

(3) 代理人の方の本人確認書類

（運転免許証、住基カード、パスポートなど官公署発行の顔写真入りのもの）

(4) 代理人の方の認印

※ご本人のご意思を確認するために、「照会書」をご自宅（住民登録地）にご本人宛に郵送いたします。登録申請受付から2週間以内に「照会書」下部にある「回答書」に必要事項を記載し、登録申請した印鑑と本人確認書類とともにご持参下さい。

なお、この「回答書」の持参及び登録証受領についても代理人の方が行う場合は、「回答書」のさらに下部にある本人からの委任状の記載が必要になります。

#### ■手数料

印鑑登録 1件 500円

#### ■登録できない印鑑

(1) すでに別の者が登録している印鑑

(2) 住民基本台帳、外国人登録原票に記載または登録されている氏・名で表されていないもの

(3) 一辺の長さが8mmの正方形に収まるものまたは、一辺の長さが25mmの正方形に収まらないもの

(4) ゴム印、その他印鑑で変形しやすいもの、外枠のないもの、または外枠が欠けているもの

(5) 印影が不鮮明なもの、または文字の判読ができないもの

(6) 職業、資格など、他の事項を合わせて表しているもの

(7) その他、登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

#### ■印鑑登録証の交付

印鑑登録をすると、印鑑登録証が交付されます。印鑑証明書の交付を受ける際には、必ず印鑑登録証を持参してください。印鑑登録証の提示がない場合は、印鑑証明書の交付はできませんので、ご注意ください。

### ■印鑑登録の廃止・改印など

印鑑登録してある印鑑または登録証を紛失したとき、廃止・改印したいときは、廃止の届出をしてください。

- (1) 廃止・亡失届をした後に、印鑑証明書が必要になったときは新規登録と同じ手続きが必要です。
- (2) 改印する場合は、新規登録と同じ手続きが必要です。

### ■印鑑登録証の返納

次のようなときは、印鑑登録証を返納してください

- (1) 印鑑登録の廃止申請をするとき
- (2) 町外に転出するとき
- (3) 氏名変更をしたとき
- (4) 死亡したとき

## 2、印鑑証明

印鑑証明が必要なときには、町民税務課で申請してください。

### ■申請できる方

金山町に印鑑登録をしている下記の方

- (1) 本人
- (2) 同じ世帯の方

※親族の方でも別の世帯の場合は委任状が必要になります。

### ■必要なもの

- (1) 印鑑登録証

※印鑑登録証の提示がないと印鑑証明を交付できませんので、必ずご持参ください。

- (2) 本人確認書類（運転免許証などの官公署発行の証明書）

※代理人の場合は代理人の方の本人確認書類

- (3) 代理人の場合は、委任状が必要になります。

### ■手数料

印鑑証明書 1通 400円